

平成23年(2011年)10月7日



埼玉県報

第 2 3 2 8 号
平成 23 年 10 月 7 日
金 曜 日

目 次

規則

- [交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則及び埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則\(警務課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [自動車税等コールセンターの運營業務の委託契約に係る入札参加資格に関する告示\(自動車税事務所\)](#)
- [生徒用机・椅子・机天板\(東部地区\)に関する入札公告\(入札執行課\)](#)
- [生徒用机・椅子・机天板\(西部地区\)に関する入札公告\(入札執行課\)](#)
- [生徒用机・椅子・机天板\(南部地区\)に関する入札公告\(入札執行課\)](#)
- [生徒用机・椅子・机天板\(北部地区\)に関する入札公告\(入札執行課\)](#)
- [紙工芸備品に関する入札公告\(入札執行課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の全部解除\(水環境課\)](#)
- [鳩ヶ谷都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [清算法人斎条土地改良区の清算人退任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [洪水予報を行う河川の指定\(河川砂防課\)](#)
- [水防警報をしなければならない河川の指定\(河川砂防課\)](#)
- [北本都市計画特別用途地区の決定に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [北本都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [北本都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [深谷都市計画事業武川中央土地区画整理事業の換地処分公告\(市街地整備課\)](#)
- [埼玉新聞記事見出し索引データ修正業務委託に関する落札者等の公示\(浦和図書館\)](#)
- [放置駐車違反管理システム機器等に関する落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会臨時会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県教科用図書採択地区の設定の一部を改正する告示\(義務教育指導課\)](#)
- [監査結果の公表\(監査第二課\)](#)
- [措置通知の公表\(監査第二課\)](#)

規 則

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則及び埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月7日

埼玉県公安委員会委員長 岩 間 辰 志

埼玉県公安委員会規則第7号

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則及び埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

(交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部改正)

第1条 交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則(昭和40年埼玉県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1 武南警察署の項を次のように改める。

武 南 警 察 署	安 行 交 番	川 口 市
	江 戸 袋 交 番	
	神 根 交 番	
	戸 塚 安 行 駅 前 交 番	
	鳩 ヶ 谷 交 番	
	鳩 ヶ 谷 南 交 番	
	東 川 口 駅 前 交 番	
	東 本 郷 交 番	
	道 合 交 番	

(埼玉県道路交通法施行細則の一部改正)

第2条 埼玉県道路交通法施行細則(昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表2の70の項中「鳩ヶ谷市三ツ和13番1」を「川口市三ツ和1丁目13番1」に改める。

附 則

この規則は、平成23年10月11日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千七百七十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年十月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年九月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人えがお
- 三 代表者の氏名
田中 眞弓
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市大字新堀百二十六番地パールハイター〇二号室
- 五 定款に記載された目的
この法人は、川口市及び草加市住民に対し、地域交流事業や、介護保険法に基づく訪問看護事業・介護予防訪問看護事業および健康保険法に基づく訪問看護事業や障害者の相談支援事業を行い、自立と共生のまちづくりに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千七百七十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年十月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年九月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ワーカーズコレクティブ雪花菜くらぶ
- 三 代表者の氏名
岩澤 ハル
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県鴻巣市前砂二百八十七番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、生活する力、労働する力、生産する力と資金を出し合い、近隣および関係する地域住民に対して、地域の福祉拠点を創設し生活するために必要な地域生活サポート事業を行うことで、日常的な働く場を作りだし、自分たちで支えあう住みやすく暖かなまちづくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千七百七十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年十月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人木の家だいきの会

三 代表者の氏名

鈴木 進

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市東町十一番一 千七百四号

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、住まい手と山（木材産地）とのネットワークによるいえづくり、地域の風土に根ざしたいいえづくり、及び住まい手とつくり手の顔が見えるいえづくり（以下「木の家だいきのいえづくり」という。）、の普及を通して、山の緑の保全や自然と共生するいえづくり・まちづくりに貢献することを目的とする。

（変更後）この法人は、住まい手と山（木材産地）とのネットワークによるいえづくり、地域の風土に根ざしたいいえづくり、及び住まい手とつくり手の顔が見えるいえづくり（以下「木の家だいきのいえづくり」という。）、の普及を通して、山の緑の保全や自然と共生するいえづくり・まちづくりに貢献するとともに、森と都市の交流を通じて森林地帯の振興を図ることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千七百七十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitama-ken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年十月三日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ひばりの里ネットワーク
- 三 代表者の氏名
近藤 るみ子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県加須市久下字高畑千六百二十五番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、『いのち』を大切に作る社会づくりをめざし、高齢者福祉を主とした福祉全般に関する事業や食と環境を守る事業等に取り組み、地域全体の福祉の増進を目的とする。

告 示

埼玉県告示第千七百七十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定に基づき、平成二十三年度及び平成二十四年度において県が締結する自動車税等コールセンターの運営業務の委託契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。

平成二十三年十月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 一般競争入札参加資格者

自動車税等コールセンターの運営業務の委託契約に係る一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受けた結果、一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）を有するとして資格の認定を受けた者（以下「一般競争入札参加資格者」という。）とし、知事は一般競争入札参加資格者を自動車税等コールセンター運営業務一般競争入札参加資格者名簿に登録するものとする。

二 資格審査を受けることができない者

次のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

イ 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者

ロ 地方自治法施行令第六十七条の四第二項の規定により、県の一般競争入札に参加させないこととされた者

ハ 十三の二又はホに該当することにより資格を取り消され、当該取消しの日から三年を経過しない者

三 資格及び格付

資格は、業務の規模及び契約金額に応じて、A級及びB級の二つの格付けに区分して定める。

四 資格審査

資格審査は、次に掲げる事項について行う。

イ 売上額

ロ 経営規模

(1) 自己資本の額

(2) 従業員数

ハ 経営状況

(1) 流動比率

(2) 経営資本回転率

(3) 従業員一人当たりの売上額

二 営業期間

ホ 障害者雇用状況

ヘ ISO14001又は埼玉県エコアップの認証取得状況

五 資格審査の申請方法

資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、参加資格登録申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

イ 一般競争入札参加資格審査項目票

ロ 営業経歴書（創業時から現在までの営業経歴を記載したもの）

ハ 事務所一覧表

ニ 申請者が法人である場合は、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十条第一項に規定する登記事項証明書の写し（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

ホ 申請者が個人である場合は、市区町村長が発行する身分証明書の写し

ヘ 申請者が個人である場合は、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書の写し（被補助人にあつては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）

ト 申請者が法人である場合は、決算報告書の写し（申請日の直前一年間の事業年度の決算に関するもの。ただし、申請日時点で、法人設立後一年に満たないものにあつては、提出可能な決算に関するもの）

チ 申請者が個人である場合は、所得税確定申告書等の写し（申請日の直前一年間の申告に係るもの）

リ 県民税及び事業税の納税証明書の写し（法人県民税及び事業税については、埼玉県内の事業所に係るもの。個人県民税については、埼玉県内の住所地に係るもの）

又 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し

ル 障害者雇用状況報告書の写し（従業員数が五十六人以上で、障害者法定雇用率を達成している事業者のみ必要とする。）

ヲ 障害者雇用の証明書（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられていない事業者で障害者雇用を行っている場合のみ必要とする。）

ワ ISO14001認証取得登録証又は埼玉県エコアップ認証書の写し（認証を受けている場合のみ必要とする。）

カ 委任状（入札、契約、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合のみ必

要とする。)

ヨ 申請者が被保佐人、被補助人又は未成年者である場合は、契約締結のために必要な同意をしている者が発行する同意書

六 申請書の配布及び提出場所

〒三三〇 〇八四三 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町一丁目百二十四番地 埼玉県大宮合同庁舎二階 埼玉県自動車税事務所納税担当 電話〇四八 六四一 二二二二

七 資格審査の受付期間

平成二十三年十月十一日から同年十一月十一日までの間に受付を行う。

八 申請者への通知

知事は、資格審査の結果を当該申請者に通知するものとする。

九 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を認定した日から平成二十五年三月三十一日までとする。

十 申請書等の作成に用いる言語等

イ 申請書及び一般競争入札参加資格審査項目票は、日本語で作成しなければならない。また、それ以外の書類で記載してあるものは、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。

ロ 申請書及び一般競争入札参加資格審査項目票の金額表示は、日本国通貨によりしなければならない。また、それ以外の書類で外国通貨により金額を表示してあるものは、日本国通貨に換算した金額表示を付記し、又は添付しなければならない。

なお、日本国通貨への換算に当たっては、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

十一 資料の請求等

知事は、資格審査に際し、必要があると認めるときは、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

十二 変更等の届出

申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があつた場合、営業を休止し、若しくは廃止した場合又は営業の停止命令を受けた場合は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

イ 商号、名称又は氏名

ロ 代表者又は代理人

ハ 所在地（代理人の所在地を含む。）
ニ 印鑑（実印、使用印又は代理人印）

ホ 資本金

ヘ 電話番号又はファクシミリ番号

ト 障害者雇用状況

チ ISO14001又は埼玉県エコアップの認証取得状況

十三 資格の取消し

知事は、一般競争入札参加資格者が、次のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すことができる。

イ 二のイ又は口のいずれかに該当する者となったとき。

ロ 申請書又はその添付書類等に故意に虚偽の事項の記載をしたとき。

ハ 経済的信用を著しく欠くと認められるとき。

ニ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十

四号）第三条又は第八条第一号の規定に違反して公正取引委員会から告発、勧告又は審判開始決定を受けた場合で極めて悪質であると知事が認めたととき。

ホ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六第二項に規定する罪に係る被疑者として逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると知事が認めたととき。

告 示

埼玉県告示第千百七十五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十三年十月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

生徒用机・椅子・机天板（東部地区） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

第1期 平成24年1月6日（金）

第2期 平成24年3月30日（金）

(4) 納入場所

埼玉県立春日部高等学校ほか19校

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入

札執行課物品調達・契約相談担当 小林 電話048-830-5780（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁総務部地下会議室 平成23年11月21日（月）午前10時

(4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県総務部入札執行課物品調達・契約相談担当 平成23年11月18日（金）
午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成23年11月7日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年10月20日(木)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(11) この入札の執行は、一般公開する。

なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased:

A set of student desks, chairs and desk table tops

(2) Deadline for submission:

By registered mail: must be received by 5:00 p.m., November 18, 2011.

In person: 10:00 a.m., November 21, 2011

(3) Contact point for the notice:

Bidding Enforcement Division, General Affairs Department,
Saitama Prefectural Government.

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-5780

告示

埼玉県告示第千七百七十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十三年十月七日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

生徒用机・椅子・机天板（西部地区） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

第1期 平成24年1月6日（金）

第2期 平成24年3月30日（金）

(4) 納入場所

埼玉県立川越高等学校ほか22校

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA、B又はC等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入

札執行課物品調達・契約相談担当 小林 電話048-830-5780（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁総務部地下会議室 平成23年11月21日（月）午前10時

(4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県総務部入札執行課物品調達・契約相談担当 平成23年11月18日（金）
午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成23年11月7日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年10月20日（木）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話 048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(11) この入札の執行は、一般公開する。

なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased:

A set of student desks, chairs and desk table tops

(2) Deadline for submission:

By registered mail: must be received by 5:00 p.m., November 18, 2011.

In person: 10:00 a.m., November 21, 2011

(3) Contact point for the notice:

Bidding Enforcement Division, General Affairs Department,
Saitama Prefectural Government.

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-5780

告 示

埼玉県告示第千百七十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十三年十月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

生徒用机・椅子・机天板（南部地区） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

第1期 平成24年1月6日（金）

第2期 平成24年3月30日（金）

(4) 納入場所

埼玉県立浦和高等学校ほか21校

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA、B又はC等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入

札執行課物品調達・契約相談担当 小林 電話048-830-5780（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁総務部地下会議室 平成23年11月21日（月）午前10時

(4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県総務部入札執行課物品調達・契約相談担当 平成23年11月18日（金）
午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成23年11月7日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年10月20日(木)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(11) この入札の執行は、一般公開する。

なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased:

A set of student desks, chairs and desk table tops

(2) Deadline for submission:

By registered mail: must be received by 5:00 p.m., November 18, 2011.

In person: 10:00 a.m., November 21, 2011

(3) Contact point for the notice:

Bidding Enforcement Division, General Affairs Department,
Saitama Prefectural Government.

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-5780

告 示

埼玉県告示第千七百七十八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十三年十月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

生徒用机・椅子・机天板（北部地区） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

第1期 平成24年1月6日（金）

第2期 平成24年3月30日（金）

(4) 納入場所

埼玉県立熊谷女子高等学校ほか8校

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA、B又はC等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入

札執行課物品調達・契約相談担当 小林 電話048-830-5780（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁総務部地下会議室 平成23年11月21日（月）午前10時

(4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県総務部入札執行課物品調達・契約相談担当 平成23年11月18日（金）
午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成23年11月7日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年10月20日(木)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(11) この入札の執行は、一般公開する。

なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased:

A set of student desks, chairs and desk table tops

(2) Deadline for submission:

By registered mail: must be received by 5:00 p.m., November 18, 2011.

In person: 10:00 a.m., November 21, 2011

(3) Contact point for the notice:

Bidding Enforcement Division, General Affairs Department,
Saitama Prefectural Government.

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-5780

告 示

埼玉県告示第千七百七十九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十三年十月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

紙工芸備品 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成24年3月15日(木)

(4) 納入場所

県立特別支援学校16校

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課物品調達・契約相談担当 小林 電話048-830-5780(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。
- (3) 入札・開札の場所及び日時
埼玉県庁総務部地下会議室 平成23年11月18日（金）午前10時30分
- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限
埼玉県総務部入札執行課物品調達・契約相談担当 平成23年11月17日（木）
午後5時
なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成23年11月7日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。
 - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
 - イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
 - ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年10月20日(木)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(11) この入札の執行は、一般公開する。

なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased:

A set of Waste Paper Recycling Machines and Production equipment for waste paper planting pots

(2) Deadline for submission:

By registered mail: must be received by 5:00 p.m., November 17, 2011.

In person: 10:30 a.m., November 18, 2011

(3) Contact point for the notice:

Bidding Enforcement Division, General Affairs Department,
Saitama Prefectural Government.

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-5780

告 示

埼玉県告示第千百八十号


土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十三年十月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域
別図のとおり（埼玉県戸田市大字美女木字向田千四十九番の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

凡例

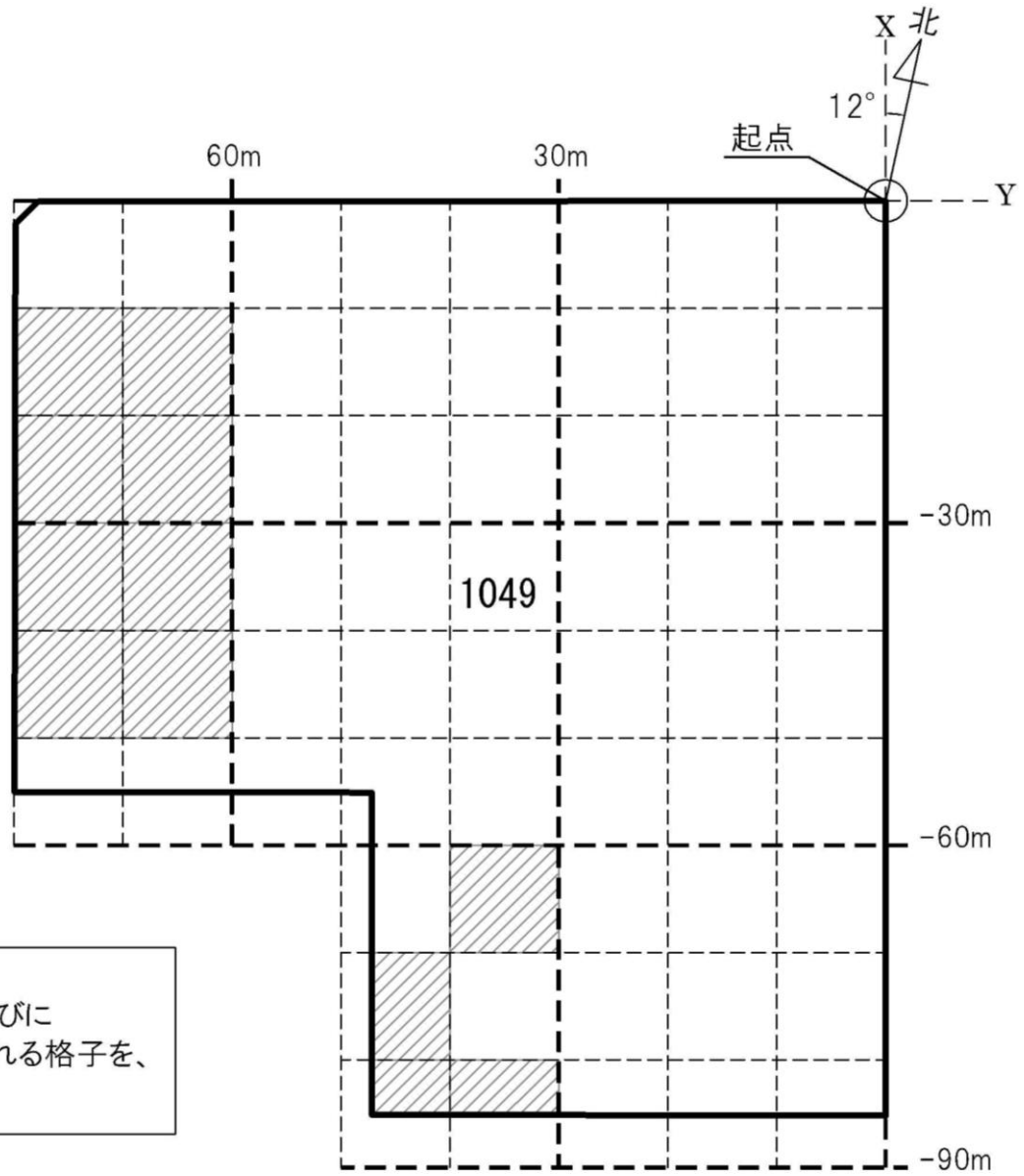
 指定区域

起点

起点は、戸田市大字美女木
字向田1049の最北端とする。

格子の回転角度（12度）

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びに
これらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、
起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。



告 示

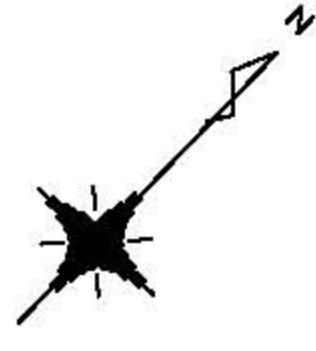
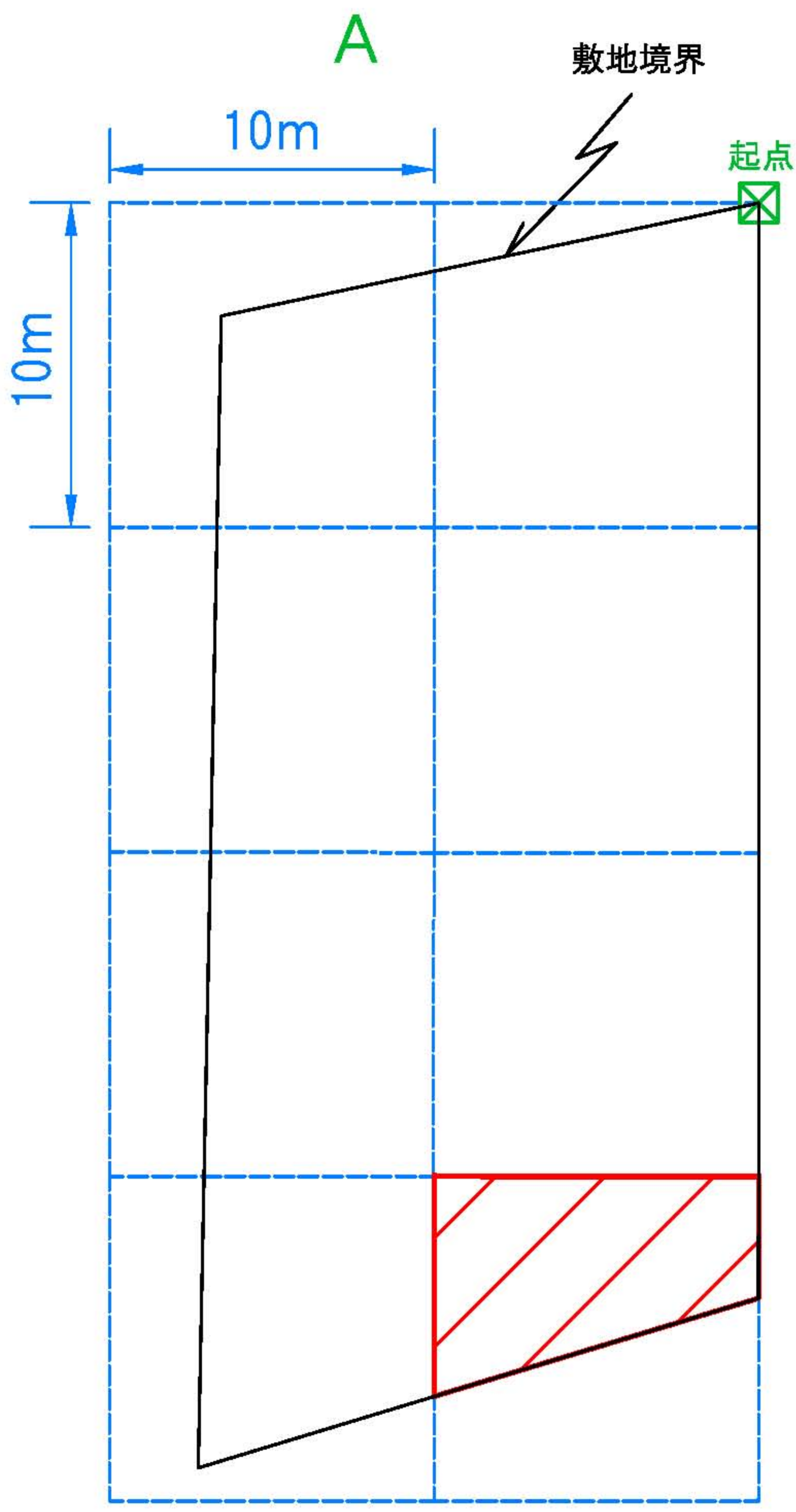
埼玉県告示第千八百八十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定に基づき、平成二十二年埼玉県告示第千九百九十九号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十三年十月七日


埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県新座市野火止三丁目九百六十五番一の一部及び九百六十五番二十六の一部）
- 二 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去



<起点>
 起点は，新座市野火止三丁目965番26の最北端とする。

<格子の回転角度>
 47度26分45秒
 起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線より構成される格子を，起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

 指定を解除する区域

告 示

埼玉県告示第千百八十二号

鳩ヶ谷市から鳩ヶ谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十三年十月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千八百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークマート入間扇台店

埼玉県入間市扇台二丁目二番三十号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ヨークマート入間扇台店

埼玉県入間市扇台土地区画整理事業四十七街区一、二、八画地

（変更後）ヨークマート入間扇台店

埼玉県入間市扇台二丁目二番三十号

ハ 変更年月日

平成二十三年九月十四日

二 届出年月日

平成二十三年九月二十八日

二 縦覧期間

平成二十三年十月七日から平成二十四年二月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年十月七日から平成二十四年二月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千八百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、平成二十三年一月十九日解散認可した行田市斎条土地改良区から清算人を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十三年十月七日

埼玉県知事 上田清司

清算人の氏名及び住所	氏名	住所
埼玉県行田市大字斎条三百二番地一	小林 宏价	同
同	高橋 洋一郎	同
同	菱澤 隆夫	同
同	松本 松夫	同
同	松本 博司	同
同	田島 房夫	同
同	瀬尾 吉一	同
同	松岡 勝一郎	同
同	吉田 岳雄	同
同	飯田 近夫	同
同	神田 利治	同
同	神田 一雄	同
同	片柳 三郎	同
同	市川 二郎	同
同	久保田 昭次	同
同	春田 勝之助	同
同	小巻 正雄	同

埼玉県行田市大字斎条三百二番地一

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

告 示

埼玉県告示第千百八十五号

平成二十二年埼玉県告示第五百九号（洪水予報を行う河川の指定について）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月十一日から施行する。

平成二十三年十月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

表荒川水系の項芝川の項中「大字上青木二丁目」を「上青木二丁目」に、「大字領家五丁目」を「領家五丁目」に、「鳩ヶ谷市」を「川口市」に改め、同項新芝川の項中「大字上青木二丁目」を「上青木二丁目」に、「大字東領家五丁目」を「東領家五丁目」に、「鳩ヶ谷市」を「川口市」に、「大字領家四丁目」を「領家四丁目」に改める。

告 示

埼玉県告示第千八百八十六号

平成十七年埼玉県告示第千二百六号（水防警報をしなければならない河川の指定について）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月十一日から施行する。

平成二十三年十月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

表利根川の項中「利根川」を「利根川水系」に改め、同項福川の項中「妻沼町大字西野」を「熊谷市西野」に改め、同項中川の項中「北葛飾郡庄和町大字柳下」を「春日部市下柳」に、「大字牛島」を「牛島」に改め、同表荒川の項中「荒川」を「荒川水系」に改め、同項芝川の項中「大字上青木二丁目」を「上青木二丁目」に、「大字領家五丁目」を「領家五丁目」に、「鳩ヶ谷市」を「川口市」に改め、同項新芝川の項中「大字上青木二丁目」を「上青木二丁目」に、「大字東領家五丁目」を「東領家五丁目」に、「鳩ヶ谷市」を「川口市」に、「大字領家四丁目」を「領家四丁目」に改める。

告 示

埼玉県告示第千百八十七号

北本市から北本都市計画特別用途地区の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年十月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百八十八号

北本市から北本都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年十月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百八十九号

北本市から北本都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年十月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百九十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定により、
深谷都市計画事業武川中央土地区画整理事業について換地処分があったので、同条
第四項の規定により、公告する。

平成二十三年十月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百九十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉新聞記事見出し索引データ修正業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立浦和図書館産業資料担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目1番22号
- 3 落札者を決定した日
平成23年8月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
東京ソフト株式会社 東京都品川区大井1丁目28番1号
- 5 落札金額
28,961,835円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成23年7月15日

告 示

埼玉県告示第千百九十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十月七日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
放置駐車違反管理システム機器等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第二係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3 丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成23年8月4日
- 4 落札者の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋2丁目15番12号
- 5 落札金額
303,786,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成23年6月17日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十月七日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年一月二十一日

指令川建セ第二二 一三 号

二 検査済証番号

平成二十三年十月三日

川建セ第二三 四七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字田甲字庚塚九 六番七、九 七番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県鴻巣市大間四丁目二七番二八 二 一 号 グランドユートピアE

島野 みのり 島野 和彦

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十月七日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年四月二十一日

指令川建セ第二二 一六二 号

二 検査済証番号

平成二十三年十月三日

川建セ第二三 五一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字久保田字西間ノ田四四八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県鴻巣市雷電二丁目三番三七 一 二号 エスコートアゼリア

木村 功一

告 示

埼玉県教委告示第四十一号

埼玉県教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

平成二十三年十月七日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

一 日時

平成二十三年十月十二日 午前九時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

教職員の人事について

告 示

埼玉県教委告示第四十二号

平成二十三年埼玉県教委告示第二十二号（埼玉県教科用図書採択地区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月十一日から施行する。

平成二十三年十月七日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

表第三採択地区の項中「鳩ヶ谷市」を削る。

告 示

埼玉県監査委員告示第十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成二十三年十月七日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

埼玉県監査委員 齊 藤 正 明

埼玉県監査委員 加 藤 裕 康

1 監査結果に関する報告

(1) 監査の対象事務

平成 22 年度・平成 23 年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 189 機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
直轄	秘書課
企画財政部	企画総務課、計画調整課、財政課、改革推進課、情報企画課、システム管理課、地域政策課、市町村課、土地水政策課、交通政策課
総務部	人事課、職員健康支援課、文書課、学事課、管財課、統計課、総務事務センター、入札企画課、入札審査課、入札執行課、税務課、特別徴収課税調査課
県民生活部	広聴広報課、NPO活動推進課、人権推進課、県政情報センター、文化振興課、国際課、青少年課、男女共同参画課、消費生活課、防犯・交通安全課
危機管理防災部	危機管理課、消防防災課、化学保安課
環境部	環境政策課、温暖化対策課、大気環境課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、自然環境課、みどり再生課
福祉部	福祉政策課、社会福祉課、高齢介護課、障害者福祉推進課、障害者自立支援課、福祉監査課、少子政策課、子育て支援課、こども安全課
保健医療部	保健医療政策課、国保医療課、医療整備課、健康づくり支援課、疾病対策課、生活衛生課、食品安全課、薬務課
産業労働部	産業労働政策課、商業・サービス産業支援課、産業支援課、企業立地課、金融課、観光課、産業拠点整備課、勤労者福祉課、就業支援課、産業人材育成課
農林部	農業政策課、農業ビジネス支援課、農産物安全課、畜産安全課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、農村整備課
県土整備部	県土整備政策課、建設管理課、用地課、道路政策課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、水辺再生課
都市整備部	都市整備政策課、都市計画課、市街地整備課、田園都市づくり課、公園スタジアム課、建築安全課、住宅課、営繕課、設備課
会計管理者	出納総務課、会計管理課
企業局	総務課、財務課、地域整備課、水道企画課、水道管理課
病院局	経営管理課、がんセンター建設課

下水道局	下水道管理課
行政委員会等の事務局	議会事務局（秘書課、総務課、議事課、政策調査課、図書室）、監査事務局（監査第一課、監査第二課）、人事委員会事務局（総務給与課、任用審査課）、労働委員会事務局（審査調整課）、収用委員会事務局
教育局	総務課、教育政策課、財務課、教職員課、福利課、県立学校人事課、高校教育指導課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、高校改革推進課、小中学校人事課、義務教育指導課、家庭地域連携課、生涯学習文化財課、スポーツ振興課、人権教育課
警察本部	総務課、文書課、広報課、情報管理課、留置管理課、会計課、施設課、装備課、警務課、監察官室、教養課、厚生課、生活安全企画課、少年課、少年捜査課、生活環境第一課、生活環境第二課、サイバー犯罪対策課、子ども女性安全対策隊、地域課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊、刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、組織犯罪対策課、捜査第四課、薬物銃器対策課、国際捜査課、交通企画課、交通指導課、交通捜査課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許課、運転管理課、運転免許試験課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、警備課、災害対策課、外事課、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部

(3) 監査実施日

平成 23 年 5 月 16 日～平成 23 年 8 月 2 日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証した。

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの。

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの。

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

該当なし

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
総務部	学事課	平成 22 年度に 56 の学校法人と「就学支援金等事務処理業務委託」(執行済額 26,914 千円)の単価契約を締結したが、全ての請求書に埼玉県財務規則で定める「検査済」の表示がないまま、支出したのは不適切であった。
総務部	特別徴収対策課	平成 22 年度の契約事務において、以下の点が不適切であった。 1 「個人住民税市町村表彰受賞市町村の長と知事との意見交換会掲載契約」(1,600 千円)について、予定価格を決定するため事前に参考見積書を徴取したが、そのまま正規の見積書として契約を締結していた。 2 「デジタルファクシミリ複合機複写サービス契約」について、長期継続契約(5年間)かつ単価契約(執行予定額 793,800 円)で締結した。 契約期間全体の執行予定額が 50 万円以上であるにもかかわらず、予定価格調書を作成していなかった。
危機管理防災部	消防防災課	平成 22 年度の「少年消防クラブ員手帳及び員章購入契約」(813,250 円)について、次の点で不適切であった。 1 予定価格が 50 万円以上であるにもかかわらず、予定価格調書を作成していなかった。 2 契約金額が 50 万円以上であるにもかかわらず、請書を徴取していなかった。
福祉部	障害者自立支援課	平成 22 年度の「視覚障害者移動支援事業従事者養成研修事業業務委託契約」(275,000 円)について、委託料の

		<p>実績金額（257,480円）が当初の契約金額から変更となった。</p> <p>変更契約を締結すべきところ、変更契約を行わず当初の契約金額と異なる金額を支出したことは不適切であった。</p>
保健医療部	医療整備課	<p>平成22年度の「患者さんのための3つの宣言実践医療機関登録事業委託契約」（2,645,820円）について、仕様の一部である「登録病院意識調査」の対象数を変更した。（1,000から100医療機関）</p> <p>仕様を変更したにもかかわらず、見積書を再徴取しないまま契約を締結したことは不適切であった。</p>
都市整備部	市街地整備課	<p>平成22年度に長3封筒（120mm×235mm、10,000枚 61,950円）と角2封筒（240mm×332mm、4,000枚 73,920円）の印刷を発注したが、各々の見積日、納品日、契約相手方は同一であった。</p> <p>総額で10万円を超える契約にもかかわらず、一括して発注しなかったことは不適切であった。</p>
下水道局	下水道管理課	<p>平成22年度の資金前渡の事務について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 見学資料代を資金前渡したが、支払いが直ちに完了しなかったことから現金出納簿を作成すべきところ、作成していなかった。また、実際に支払いを行う職員を資金前渡担当者に指定すべきところ、他の職員を指定していた。 2 交際費について、支払後に残金が発生したが、必要な手続きを行わずに繰越されていた。また、預金利子が発生していたにもかかわらず、1か月以上払い込みされていなかった。
人事委員会事務局	任用審査課	<p>平成22年度の「平成23年度版職員募集パンフレット及び同ポスターデザイン・版下作成業務委託契約」について、提案競技方式で実施した。第1次選考では投票を実施し、合計得点数の上位6作品を選定した。</p> <p>第2次選考では、人事委員会事務局職員の協議により選定したが、協議内容や経過の記録が不十分であり、選定手続きの透明性に欠け不適切であった。</p>

教育局	生涯学習 文化財課	<p>平成22年度に埼玉県埋蔵文化財インフォメーションシステムのサーバー一式を購入（1,333,500円）した。</p> <p>取得価格が100万円以上の重要備品であり、重要物品等カードを作成するとともに、会計管理者に重要物品の取得を報告すべきところ、これらの事務手続きを行わなかったことは不適切であった。</p>
-----	--------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

告 示

埼玉県監査委員告示第十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県公安委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十三年十月七日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

埼玉県監査委員 齊 藤 正 明

埼玉県監査委員 加 藤 裕 康

1 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
警察本部	寄居警察署	平成 23 年 3 月 1 日 (第 2266 号)	<p>平成 21 年度冷暖房設備保守業務委託契約について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 当該契約を 3 者の見積合わせにより締結したが、予算執行時点の執行可能額(予算残額)を超える予定価格を決定し、見積合わせを行った。</p> <p>2 5 月 25 日に見積合わせを行ったが、予定価格調書を作成したのは翌日の 5 月 26 日であった。</p>	<p>再発防止のため、</p> <p>1 予定価格の決定に当たっては、予算管理を確実にし、決定する</p> <p>2 予定価格調書の作成及び見積合わせに当たっては、事務処理を適正に行う</p> <p>こととし、幹部職員をはじめ複数の職員によるチェック体制を強化した。</p> <p>また、財務担当者等の会議において、監査結果及び埼玉県財務規則等関係諸規程の周知徹底を図った。</p>